

	<p style="text-align: right;">( 9 : 30 )</p> <p>坪井委員長 皆さん、おはようございます。</p> <p>最近は野生の熊が出没するニュースがございますが、今日はそういうことはございませんでした。</p> <p>ただいまの出席委員数は全員でございます。定足数に達しておりますので、これから木津川市精華町環境施設組合議会運営委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定によりまして、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定によりまして、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日、会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがいまして、発言の際は挙手願いまして、委員長の指名後にご発言いただきますよう、お願いいいたします。</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>議題の1、令和7年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会についてであります。</p> <p>まずは、提出議案について、事務局から説明を求めます。</p> <p>事務局長。</p>
尾崎事務局長	<p>それでは、令和7年第2回定例会への提出議案について、事務局からご説明させていただきます。</p> <p>本日お配りさせていただきました資料にございます議案書をご覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>まずは、認定第1号、令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。</p> <p>次に、議案第7号、木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員の給料について、令和7年人事院勧告より正職員の給料が改定されること、また、近隣市町村との給与水準の均衡を保つため、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>次に、議案第8号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正については、令和7年8月7日に人事院から一般職の国家公務員の給与改定の勧告が行われ、令和7年11月11日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。これを受け、木津川市精華町環境施設組合においても、国と同様とする給与改定等を実施するため、関連する条例の一部を改正するものでございます。</p>

尾崎事務局長 つづき	<p>次に、議案第9号、木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が公布され、改正による条ずれが発生することに伴い、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
坪井委員長	<p>続きまして、議事日程等について説明を受けます。</p> <p>書記長、お願いします。</p>
武田書記長	<p>それでは、令和7年第2回定例会の議事日程などにつきまして、ご説明並びにご提案を申し上げます。</p> <p>まず、初めに一般質問につきまして、通告書の提出はございませんでした。</p> <p>次に、11月25日の議事日程についてご提案をさせていただきます。本日お配りさせていただきました資料にある議事日程第1号(案)をご覧いただきたいと思います。</p> <p>議長による開会・開議宣言、議長、管理者の挨拶に続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名でございます。今回の署名議員は、4番、長岡議員と5番、玉川議員にお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定は11月25日の1日間でございます。</p> <p>日程第3から日程第6までは、今回提案される認定1件と議案3件についてお示しいたしております。</p> <p>最後に、日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査につきましては、前回同様、議会運営委員長からの申出により決定いただきたいというふうに思っております。</p> <p>以上のとおり、ご説明並びにご提案を申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>
坪井委員長	<p>ただいまのご説明につきましてご意見等ございますでしょうか。</p>
福井委員	<p>今、提案があったことに対する確認なんですけれども、議案第7号と議案第8号の日程順ですね。今、提案があったんですけども、議案第7号の会計年度任用職員の提案理由を見ますと、いわゆる正職員の給与が改定されること云々とかという説明理由になっておりますので、通常というか、先に8号をして、ほんで7号という手順、日程じゃないかなと思うんですけども、何か経過あるか、この点を確認したいです。</p>
武田書記長	<p>ただいまの福井委員からのご質問についてであります。</p>

武田書記長 つづき	<p>この日程の順番につきましては、いわゆる例規集に掲載されている順番、これは従来からこのようにさせていただいているので、今回も同様の形を取らせていただいている。</p> <p>以上でございます。</p>
坪井委員長	よろしいでしょうか。
福井委員	分かりました。
坪井委員長	<p>ほかにご意見等ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、ご質問がないようですので、ただいまの提案のとおり進めるということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないので、提案のとおりとさせていただきます。</p> <p>次に、議題の2番、議会運営申し送り事項についてであります。</p> <p>10月23日に開催しました議会運営委員会におきましては、傍聴規則の見直しについて、第4条まで協議いただきましたので、本日は第5条から協議いただくことになります。</p> <p>1条ずつやっていくということでありますので、第5条、この中の一番右側が本組合議会の傍聴規則になっております。念のため、若干読ませていただきますと、第5条、議長は必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、傍聴券を交付することができる。</p> <p>第2項は、傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。</p> <p>3項は、傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。</p> <p>第4項は、傍聴人が入場しようとするときは所定の入り口で傍聴券を提示しなければならない。</p> <p>第5項は、傍聴人は、係員から要求を受けたときは傍聴券を提示しなければならない。</p> <p>第6項は、傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときはこれを返還しなければならないということで、ほぼ前の規則と変わっていませんね。ちょっと追加してありますけれども。第5条について何かご意見等ございませんでしょうか。</p>

山下副議長	いいですか。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	ちょっと私、実際に傍聴券を見たことがないので、傍聴券があれば示していただければありがたいんですけども。
坪井委員長	はい、どうぞ。
武田書記長	<p>今ちょっと持ち合わせておりません。基本的には傍聴の申込み、今、外に置いていますけれども、一緒になるのかなというふうに記憶しております。</p> <p>傍聴の手続で傍聴人受付簿は自己の氏名のみを記載していただくということになっておりますけれども、第5条におきましては、住所と、連絡先も併せて記載しなければならないということになっていまして、氏名と住所と連絡先を記入していただく受付簿になっているということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
坪井委員長	山下副議長。
山下副議長	<p>ちょっと気にしましたことが、傍聴券を表示するところにどういうふうなことが記載されているのか。個人情報として、例えば電話番号が目立つように書いてあるのかとか、住所が目立つように書いてあるのかどうかというのはね。傍聴の申込みのときやったらいろいろ書いてもいいと思うんですけども、表示についてはある程度の個人情報ということを配慮しなければいけないんじゃないかなと思って、ちょっと先ほど見せていただければというふうなことで申し述べました。</p> <p>以上です。</p>
坪井委員長	書記長、どうぞ。
武田書記長	<p>まず、第4条の傍聴の手続につきましては、個人情報の件もございますので、あくまでも個人の氏名のみという形になっております。</p> <p>第5条につきましては、例えば感染症なんかが蔓延した場合とか含めまして、後日、来られた方に連絡しなければならないということもございますので、あえて住所と連絡先も記入をしていただくという形</p>

武田書記長 つづき	<p>になってございます。</p> <p>今、ご指摘がございました傍聴券につきましては、そういった氏名とか連絡先を記入しなければならないという形になってございますので、個人情報が見えるというようなお話でございました。傍聴券につきましては、見せなければならないとなっているんですけども、當時、名札みたいに掲示しなければならないという形ではございませんので、本人さんが持っていただいている分には、その情報というのは他人の方に見られるという状況ではないのかなというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
坪井委員長	山下副議長。
山下副議長	<p>今、個人情報のことが云々される時代になってまいりましたので、申込みのときでも順次お名前とか住所を書いてもらう。その下にまた書いてもらうということじゃなくて、1枚ずつ別々に書いてもらうというのは、今なってきていると思うんです。そのあたりいかがでしょうか。</p>
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	<p>ご指摘のとおりでございまして、傍聴券の手続におきましても、傍聴人受付簿という形にはしてございますけれども、個票になっております。個票に書いていただいて封筒に入れていただくという形になつてございますので、同様の取扱いになつてているというふうに考えております。</p>
山下副議長	ありがとうございます。
坪井委員長	<p>ほかにご意見ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようでしたら、次に第6条ですね。議場への入場禁止のところです。傍聴人は議場に入ることができないということですね。これはいかがですか。ないですね。よろしいですか。</p> <p>(なしの声)</p>

坪井委員長 つづき	<p>そしたら、次に、第7条、傍聴席に入ることができない者。次に該当する者は傍聴席に入ことができない。</p> <p>規定を読ませていただきます。（1）銃器その他危険のものを持っている者、（2）酒気を帯びていると認められる者、（3）前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者。</p> <p>2、議長は必要と認めたときは、傍聴人に対し係員をして前各号に掲げる事項について質問させることができる。</p> <p>3、議長は前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができるという規定になっていますが、この第7条について何かご質問とかご意見ございますか。大丈夫ですか。</p> <p>（なしの声）</p> <p>では、次いきましょうか。</p>
武田書記長	よろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	<p>今、第7条についてのお話をいただいているところでございます。今回、傍聴規則の見直しについての資料の1ページ目をご覧いただきたいんですけども、いわゆるつえの関係のお話もございました。そのほかにもプラカードとかのぼりの持込に関するご意見もいただいているところでございます。</p> <p>現時点におきましては、もともとあったプラカードとかつえの表記をなくしているんですけども、以前皆さんにお話をお聞かせいただいたときにこういったご意見もいただきましたので、その辺についてのご議論というのもしていただければと考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
坪井委員長	どうぞ。
草水委員	すみません、見るところがちょっと間違っていたので。今の件なんですけども、木津川市の傍聴規則では貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、またはのぼりの類を持っている者とか、笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者など記載されていて、具体的に示されているんですけども、今現状の環境組合にはビラだったり、プラカードだったり、具体的なものをやはり入れたほうがいいんじゃないかな

草水委員 つづき	と私は思います。 以上です。
坪井委員長	すみません、今のは。
草水委員	もう一回言いますね。木津川市の議会傍聴規則では、4、貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、またそういう記述と、5、笛、ラッパ、太鼓その他というふうに具体的に示されているんですが、現在の環境施設組合議会傍聴規則のほうでは、そういった類いのものというのは具体的には示されていないので、少なくともビラやプラカード類に関してはやはり記述を入れたほうがいいんじゃないかと私は思います。 以上です。
坪井委員長	先ほど第6条やったけれども、今、第7条でやっていますよね。第6条と第7条は重なりますので、一緒に議論したらいいと思うんですが、第7条のもう一回。
草水委員	第7条ですよね。
山下副議長	今、8条に書いてあるんですよ。
草水委員	7条じゃないですか。これ、続きじゃないんですか。3ページの一番下の傍聴席に入ることができない者、第7条、次に該当する者は傍聴席に入ることができない。続いて（1）、ずっとこのページのことを示されているのかなと思いましたが、違うんですね。
山下副議長	委員長、暫時休憩してもらって。
坪井委員長	それじゃ、暫時休憩で。 （9：46） 《暫時休憩》 （9：49） 再開いたします。 第7条の傍聴席に入ることができない者としていると。第8条の傍聴人の守るべき事項、2つ併せて議論をしていただきたいと思います。 先ほど出されましたご意見は、守るべき事項の中に具体的なことを

坪井委員長 つづき	<p>入れたらどうかということが出ておりましたけれども、第8条では、現在の規則では、第8条のところ、もう一回読ませていただきますね。</p> <p>傍聴人は傍聴席にあるときは静肅にし、次の事項を守らなければならない。1、議場における言動に対して、拍手等その他の方法により公然と可否を表明しないこと、(2) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または貼り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと、3、食事をしないこと、4、その他議場の秩序を乱す、または議事の妨害となるような行為をしないこと、こういう規定がございます。</p> <p>第7条、第8条を通じて、どうですか。この条の中には具体的な指示はされているということなんですが。</p> <p>どうぞ。</p>
草水委員	<p>質問ということで、傍聴人の守るべき事項と傍聴席に入ることができない者とのどういう表記にしていくのがベターなんでしょうか。いや、今ご指摘のあったところの確認というか、質問なんすけれども、第7条では傍聴席に入ることができない者というふうに記載されているんですね。第8条では傍聴人の守るべき事項というふうに記載しているんですね。言わんとすることはそうなのかもしれないけれども、表記の仕方が2種類あるということなんすけれども、そういうことに対する考え方はどうしたらいいんですかという質問です。</p>
坪井委員長	<p>書記長、どうぞ。</p>
武田書記長	<p>傍聴席に入ることができない者というのは、目で見て、入り口のほうでこういうものは駄目ですよというお話になってこようかというふうに思います。</p> <p>個人の持ち物でございますので、例えば第8条の関係でいいましたら、ポケットに入って分からぬといいうようなものもあるかというふうに思いますので、そういういたものを持って議場に入られた。それでもって、それを掲げて示威的な行為をされることに対しては禁止をするものというすみ分けで考えていただいたいいのかなと思ってございます。</p> <p>以上でございます。</p>
草水委員	<p>ありがとうございます。</p>
坪井委員長	<p>ほかにございますか。 どうぞ。</p>

福井委員	第7条に該当しておったと思うんですけども、以前、何かつえの関係が議論というか、前回あったと思うんです。その扱いをどうするかということで、我々それぞれ、あらかじめ考えを提出しているという状況にあるんですけども、私が提出したつえの取扱いについては、今協議している第7条は触ることなしに、いわゆるつえの対応については会議規則の第103条、携帯品という規定なんすけれども、これで事足りるんじゃないかということで意見というか、提出しているものあります。だから、個別のつえとか云々とか言い出したら切りがないので、そういうことは今言いました103条で議長の許可権限というか、許可事項としたら、それでいいんじゃないかという提案というか意見です。
坪井委員長	書記長、どうぞ。
武田書記長	今ご議論いただいているのは、これはあくまでも傍聴規則になつてまいりますので、傍聴される方に守っていただく中身という形になつてございます。会議規則の103条につきましては携帯品ということで、議場または委員会の会議室に入る者は会議の妨げとなるものを携帯してはならない。ただし、病気等の理由により議長の許可を得たときはこの限りではないというのが103条の規定でございます。これにつきましては、議員各位に適用されるものですので、いわゆる傍聴規則とはちょっと別で考えていただいたほうがいいのかなというふうに考えてございます。
坪井委員長	どうぞ。
福井委員	今の説明は分かりました。議員を対象とした規定であると。携帯品ね。分かりました。 委員長、すみません。
坪井委員長	どうぞ。
福井委員	それを受けですけれども、以前のこの議運で検討もしている中でつえの関係、たしか経過として課題というか、積み残しということだったと思うんですけども、ちょっともう一度つえの課題の位置づけというんですか、論点というんですか、再度説明をお願いしたいです。

坪井委員長	どうぞ、書記長。
武田書記長	<p>つえにつきましては、障害者団体が長年、障害者の方が議場に入るのを排除しているのではないかということで、こういった条項をなくすよう、改正するよう、活動されてきたというものでございます。</p> <p>そういうもののを受けまして、標準の市議会議長会、また町村議長会の傍聴規則につきましても、それを受けた改正がなされているという状況でございますので、それを受け、市町ともにつえについては削除したという経過がございます。</p> <p>標準の市議会の傍聴規則につきましては、銃器その他危険なものを持っている者という形になってございます。木津川市につきましても同じような形。</p> <p>標準の町村議長会の傍聴規則につきましては、銃器、刃物、棒、その他他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者という形になってございまして、精華町の傍聴規則につきましては、銃器、刃物、その他他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者という形で、それぞれ市議会議長会なり、町村議長会の標準的なものを使っている状況でございますので、当組合議会におきましても、一つの形としてそのままいくというのもあろうかというふうに思いますし、市議会でありますとか、町村議会の傍聴規則、標準傍聴規則を活用するとする考え方も出てこようかというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
坪井委員長	<p>標準規則に基づいてということですね。また、視覚障害者への配慮ということもあるって。</p> <p>どうぞ。</p>
福井委員	ということは、つえというのは表現する必要、規定する必要はないということなんですか。
坪井委員長	書記長、どうぞ。
武田書記長	つえにつきましては、そういう経過もございます。そういうものを踏まえて考えますと、障害者の方がつえを必要とする場合、またお年寄りの方もあるかと思いますけれども、そういう方がつえを持っておられるというケースも十分想定されますので、必要とされるつえそのものは危険なものではないというふうには思いますけれども、ただ、一方で、そういう危害を加えるおそれのあるものを携帯している者を議場に入れるわけにはいかないことになってまいります

武田書記長 つづき	ので、例えばその他危険なものという形でやっていくか、もしくは標準の町村議会の傍聴規則のように刃物とか棒という形で規制をするという形が好ましいのではないかというふうに事務局としては考えているところでございます。 以上でございます。
坪井委員長	どうぞ、福井委員。
福井委員	今詳しくもらったんですけれども、なかなか例示にも限界があるので、今、組合が定めている傍聴規則の1号でもいいんじゃないかなと思うんですけども。
坪井委員長	この組合の規則で。現行の規定、銃器、その他危険なものを持っている者というふうにしておいていいんじゃないかなというご意見でよろしいですか、ここ。 どうぞ。
山本議長	すみません。議長がこの場で発言権も議決権もありませんので、求められたら発言するということなんですけれども、1つ確認だけお願いしたいと思います。 先ほど意見がありました7条と8条をまず1つにするか、しないか、それをもう一度確認を皆さんにしていただきたい。 その中で、まず、7条についてなんですが、現在、傍聴規則、4ページの一番右の段ですね。環境施設組合の傍聴規則、これは様々な細かい項目はその都度、時代により、いろんなものが出てるということで極力、例えばビラ、プラカード、垂れ幕とは書かないような状態で一応記載されています。 しかし、この記載されていないという状況の中において疑念するところがあるんです、疑念と思うところがね。それは何かといいますと、まず、2段目の精華町の議会傍聴規則、ここも個別の案件はできるだけ書かないようにしているんです。そして、一番左の木津川市の傍聴規則と、そして4段目の標準市議会傍聴規則、これの2にもビラ、プラカードと個別な名称が出てます。 この名称について、2年前の議運において、ビラ、プラカードは傍聴席に持ってきててもよいと。ただし、示威行為をしなければいいんじゃないかなという意見がありまして、そういう意見をよしとするということで一番右の議会傍聴規則という、個別を書かないという状況になっています。だから、ビラ、プラカードの取扱いというのはある程度曖昧な形で、結論を得ないままでこういう、今、傍聴規則になっています。 それは何か。先ほども言いましたように、ビラは持ち込んでいいよ

山本議長 つづき	<p>と。ただ、示威行為をしないためにみんなの前に見せなきや、単なる持ち物だ。プラカードもそうです。持ち物で持ってきてる。ただ、プラカードを持って示威行為をしたらあれやけれども、そういう判断があるんです。それはおかしいよという意見もありました。結局、決着しない今まで来ています。</p> <p>その中で、一番右の項目の組合議会の傍聴規則の2です。議長は、必要と認めたときは傍聴人に対しという項目がありますね。この議長というのが、判断がなかなか、個人的なところもあります。精華町、木津川市の議長によっても判断が違います。</p> <p>それにおいて、先ほど特にビラ、プラカードというのは精華町側から持ち込んでもよいという意見の中でこのような項目を、各ビラとかプラカードとか項目を書かないという前提で来てまして、議長がまた判断ということで、持ってきて、ビラ、プラカード、いいよという判断になると。また、対応とされている。こういうことがあったという点で少し皆様、話合いをしていただきたいと。これは発言権はありません、議長、この議運においてはね。ただ、こういう経緯があったということだけちょっとお含みおきいただければと思います。</p> <p>委員長、どうもすみません。発言できないのに、申し訳ないです。</p>
坪井委員長	いいえ。今の件を受けて、どうぞ。
草水委員	<p>それを受けですけれども、先ほどの書記長のお話もするんですけども、とすると、8条に記載されているから、そういう類は表示できぬといいながらも、結局、7条ではそれをスルーできる可能性があるということになるから、結局、意図だったり、行動がイコールじゃないというふうに思うんですけれども。要するに今のお話だとそのとおりで、見せてるつもりじゃないと。持っているだけやと。プラカードじゃないという意思表示で入った。それを議場で見せたら、これ、自分らは、やっている人らはプラカードじゃない、持ち物やと言ひ張ったら、それでオーケーということになるというふうになると僕も思いますけれども、その点どうお考えですか。質問です。</p>
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	<p>まず、第7条におきまして、ビラ、プラカード、垂れ幕という形で具体に例示が出されております。これにつきましては、例示されていく理由につきましては視覚的に議事妨害となるもの及び示威的行為のために使用されるおそれがあるものとして、これらの項目を具体に規定したものでございます。</p> <p>一方で、議長には議事整理権がございますけれども、スムーズな議会運営とか確保していく上において、議長がその時々において判断を</p>

武田書記長 つづき	<p>していただく形になってございます。ただ、こういったものを具体例を示すことによって、よりそれが強固になるものというふうに考えてございます。</p> <p>前回のビラ、プラカードなどをなくした経過につきましては、ただいま議長のほうから説明があったとおりでございます。いわゆる活動されていた方、ほかの活動されていた方がたまたまその活動の終わりに当議会を傍聴しに来られた。そのときに持っておられるもの、この議場外で活動していたときに使っていたものを持って入るだけなので、それは示威的な活用がされるというのを決めつけるのはおかしいやないかというような話もございまして、多数決の結果、こういうふうになったというところでございます。</p> <p>今回、また必要ではないかということで見直しをしていただいておりますので、例えば先ほども言いましたように、視覚的に議事妨害となるものという形で、それは駄目だろうという判断をしていただくのであるならば、現在の環境施設組合の傍聴規則を改正して、そういうものを具体的に項目として規定するというやり方というのもあるのかなというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
坪井委員長	どうぞ。
草水委員	<p>意見としてですけれども、議長判断というのは本当に、こういう言い方は失礼ですけれども、政治思考によってまた判断に迷う部分というか、判断される部分もあるので、この点はちょっと慎重に、やはり表示というか、ビラ、プラカード等に関して取扱いについては、過去の経緯を考えると少し皆さんでどうしたほうがいいかと、今ご議論いただきたいとは思うんですけども。</p> <p>以上です。</p>
坪井委員長	山下副議長、どうぞ。
山下副議長	<p>先ほど精華町としてというふうなことがございましたけれども、精華町の議員にしましても、主義、信条、立ち位置がそれぞれ違いますので、若干出てきたものの言動によって、意味が変わってくるかと思うんですけども、先ほど言われたように、明確にするということはそれでいいと思うんですよ。持ってきちゃいけないよ。じゃ、持って入っちゃいけないよというんやったら、その後の判断も議長がしやすいということはあるんですね。私がさっき言っておったのは、8条の兼ね合いがあるから、それを7条に入れた場合は8条の文言を変えていかなければいけないですねというようなことで言わせていただいたので、それだけです。</p>

坪井委員長	どうぞ。
草水委員	どういう書き方にしろ、やはりベーシックなルールというのを決めておかないと、ちょっと例えが悪いですけれども、政治信条で変わるようでは駄目だとは思いますので、議長が公平たる存在なので。そうすると、7条と8条これ同じものを書くのか、まず7条に書くのか、ちょっとその点は技術論になるので何とも言えませんけれども、過去の経緯みたいな形で、持ち込んだ、そのときはオーケーもらつたけれども、持ち込んで、これは持ち物やという判断で、言葉遣いで捉まえてされるというのはちょっと議場のルールとして正常でないと思うので、その辺は技術論ですけれども、7条と8条、先生のおっしゃつた、どういう形にするか分かりませんけれども、ちょっと事務局に提案というか、考えていただきたいと思うんですけれども。
武田書記長	いわゆる第7条に規定している部分と第8条に規定している部分というのが異なってきてているというのはご指摘のとおりでございます。そこは改正する際に、例えばゼッケンとかヘルメットの類というのはこれ、相当古いときにできたやつをそのまま使ってきているのかなというふうにも受け取れますので、そこは現状に合うような形でさせていただきたいというふうに考えているところでございます。
坪井委員長	どうぞ。
長岡委員	今までの議論をいろいろ聞かせてもらいました。また、議長の今までの経過も聞かせていただいて、やはり第7条、第8条、くつついでいるかどうかちょっとまだ分からんんですけども、第7条に書かれていたことを省いたということは、ビラ、ほんで、プラカード、これは当然傍聴席に持ち込むことは禁止だということは明確にしていただいたほうがいいと思います。 ただ、先ほどみたいにポケットに入れて、持つて入っているだけじゃというんですけども、いつそのビラをばーっと議場にまかれるかも分らない。そのときには既に遅しということですので、要するにただ持っているだけでも、ビラとプラカードは明確に傍聴席には持ち込まないという記載を行ったらどうですか。
坪井委員長	というご意見が出ていますけれども、どうですか。 どうぞ。
福井委員	関連なんです。考え方、私のほうは4ページの7条の規定ですね、

福井委員 つづき	<p>各号というか。現行の組合の規則はこういう形で簡潔に規定されていると。これはこれでもちろんいいんですが、この左に各準則これなりつけているのを見て、今、長岡委員が言わされたこと、それから先ほど議長が言わされたことも重要な点と思うので、それであれば、私は1号だけとかでなしに、例えば市の標準規則がありますね、傍聴。こういう形で7条全体を標準規則みたいに詳細に規定する必要があるというふうに思うので、それをその上で考えると、この際、標準市議会傍聴規則なり、標準町村議会傍聴規則の準則というか、ひな形というか、それに立ち返ったらどうかなと、7条、8条をね。ある部分だけ詳細にして、ほかの号はまた準則と見ると、標準規則と見るとまたアンバランスになって、今後、また不都合というか、やりにくい面が出てくるんじゃないかと思うので、この際、標準を柱に、軸に持ってきて、今日までの経過なりを踏まえてという整理のほうがかえってやりやすいかなと今感じているんですけれども、どうでしょう。</p> <p>委員長、続いて、すみません。</p>
坪井委員長	どうぞ。
福井委員	例えば8条ですね。5ページのほうです。傍聴人の守るべき事項ということで出ているんですけれども、一本化するとかね。ただ、標準のほうを見ると2号、3号に携帯電話なり、今様の取扱い、守るべき事項という形で、現在組合にない言葉、携帯電話、端末か、ということも標準に。標準というのはその都度改正されていますから、ちょっとそこに基本的に立ち返ったらどうかなと。これはある意味、提案になるんですけれども、どうでしょうか。
坪井委員長	どうぞ。
長岡委員	提案なんですけれども、それぞれの委員が今、意見を大体述べられたと思いますので、この辺で委員長、まとめてもらったらどうですか。大体、ちょっとは温度差あるけれども、方向性は皆一緒かなと思うので、委員長、まとめてください。
坪井委員長	山下議員、どうぞ。
山下副議長	先ほど言わされたように、意見のほうも出ていると思うので、皆さん方のお考えは市あるいは町村のことに準じていったらどうかということで一応方向は決まっていると思うので、暫時休憩とか、その方向でいいですかとちょっと話し合いをやっていただきて、それでその後再開

山下副議長 つづき	していただいて、採決を取つたらどうですか、そっちの方向で行くか、行かへんかということなら。
坪井委員長	<p>じゃ、暫時休憩で。            (10 : 17)</p> <p>《暫時休憩》            (10 : 24)</p> <p>じゃ、再開いたします。</p>
武田書記長	<p>そしたら、ただいまのところについてであります。標準の市議会の傍聴規則並びに町村議会の傍聴規則、中身は一緒でございます。ただ、撮影の関係については、標準の町村議会のほうには第8条の中に入っている。標準の市議会の傍聴規則のほうには、別に条を起こして記載をしているという違いであろうかというふうに思いますので、標準の例えば市議会の傍聴規則を自治法の規定も準用いたしまして、標準の市議会の傍聴規則を使用し、別途条を起こして写真の撮影、録音、放送等の禁止という項目を別途設けるというのも、十分あるかなというふうに考えるところでございます。</p> <p>前回、食事をしないことということで、喫煙を除いてという規定もございます。それはなぜ除いたのかといいましたら、建物全体が禁煙になっているので、あえて書く必要はないんじゃないかというところで除いたという、削除したという経過がございますけれども、ただ、この時代においても、標準の市議会議長会の傍聴規則、また町村議会の傍聴規則においても、喫煙しないという規定は書いてございます。あえて、そうであってもやはり禁止をするという方向で書いていますので、特に入れたからといって問題が起こるものではないのかなというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
坪井委員長	<p>標準市議会傍聴規則に基づいてということだったですね。</p> <p>ビラを持ってきてはいけないという規定なんですが、目に見える形で持ってきたら、それはあかんと思うんですけども、かばんの中に入れてきた場合、かばんを開いて確認するということも入れる、そこは。</p> <p>どうぞ。</p>
武田書記長	<p>第7条におきまして傍聴席に入ることはできないものという形で具体的にビラ、プラカード、垂れ幕などを設けるということでございます。</p> <p>明らかに持っておられるというのが分かった場合には、入り口で駄目ですよというお話もできますし、中に入られてから分かった場合</p>

武田書記長 つづき	<p>も、ここに記載があることによって、規定があることによって、またそれを見た時点で部屋から出ていただくという形にもなってこようかというふうに思いますので、特に見える、見えない関係なくして、当該規定をしていただくことによって、そういうものが議場には持つて入ってはいけないという根拠づけになっているというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
坪井委員長	<p>ビラも含めて、具体的な市の規則に基づいてということなんですかね。</p> <p>それから、先ほど言った携帯電話については持ってきてはいけないの中には入っていなくて、後のほうなんですね。守るべき事項の中に書いてありますね。市議会のほうでは、携帯電話、端末その他音を発する機器は電源を切り、または音を発しない状態にすることという。ということは、委員会でもそういうふうな処置をしなさいと。電源を切って音が出ないようにするという、そういう規定になっているんですよね。こういう形で入れたらいいわけですか、傍聴人の守るべき事項としては。</p> <p>どうぞ。</p>
草水委員	<p>案としてですけれども、先ほど副議長がおっしゃいましたけれども、こちらとしたら、標準市議会傍聴規則の4ページ部分と、それと5ページの傍聴人の守るべき事項と写真ですね。この辺を今現状と変更というか、差し替えというのはどうかなと私は思います。分かってもらいましたか。</p>
坪井委員長	<p>どうぞ、書記長。</p>
武田書記長	<p>確認させていただきます。組合議会の傍聴規則の第7条、また第8条につきましては、標準市議会の傍聴規則の第12条と13に変えて、標準の市議会の第14条を組合のところに加えるという形で確認していただけますか。</p>
坪井委員長	<p>ということで、また書記長のほうで整理していただいて、次のときに提案していただくというふうにしたいと思います。いいでしょうか。</p> <p>あと、その他7条から8条関係、よろしいでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>

坪井委員長 つづき	<p>次、いきます。</p> <p>次は9条ですね。議会の傍聴規則の9条、係員の指示。傍聴人は全て係員の指示に従わなければならない。これについてはいいでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>次に、第10条、違反に対する措置。傍聴人がこの規則に違反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができるということです。これも今までと変わっていないですね。</p> <p>どうぞ。</p>
福井委員	<p>第10条の関係で前回の議運のほうで私のほうから、第1条、趣旨ですけれども、この現行規定の中に「以下法という」という言葉が必要じゃないかということを提起させてもらって、ただ、その根拠というか、理由については今の第11条との関係でありますので、11条の審議の際、またご説明するということで積み残していた分なんです。</p> <p>そういう上で、第10条の条文なんですけれども、ちょうど一番左の木津川市の議会傍聴規則の第11条をご覧いただきますと書いていますが、法第130条第1項及び第2項と木津川市の場合書いていますとおり、この組合にあっても第10条の出だし、いわゆる自治法のほうで、130条のほうで違反に対する措置というのが規定されているんです。ですから、それと今回、組合の傍聴規則に違反した場合はこうですよという表現をする必要があるので、今の現行第10条の冒頭に今言いました内容を加える必要があるんじやないかと考えています。</p> <p>具体的に、言葉的に言いますと、第10条の出だしですけれども、法第130条第1項及び第2項に定めるもののほか、以下、傍聴人が、現行の規定です。ちょっとそういう提案というんですか。第1条、趣旨との整合で、ここで第1条を変える根拠というんですか、意味をここで今、説明させてもらいました。</p> <p>すみません、加えてですけれども、今の現行規定で何が問題かといいますと、傍聴人が規則に違反、この規則ですね、組合の規制に違反したら退場させられる、議長が退場させることができるという規定なんですが、これだけやなしに、自治法の規定に違反しても議長は退場させることができると。これは自治法の規定なんです。ですから、自治法で定める違反措置と当組合の違反措置、2つをちゃんと明記して、措置するよという言葉不足が現行あるということですね。</p>
坪井委員長	今、福井委員からご提案のあった第10条の冒頭に法律の規定を入

坪井委員長 つづき	<p>れると。法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほかという表現を入れると。議長はその法律に基づき、またこの規則に基づいて違反に対する措置をすることができるというふうになるわけですが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>じゃ、そういうことでさせていただきます。</p> <p>続きまして、最後にあります会議規則資料のほうです。携帯品についての規定、第103条ですね。議場または委員会の会議室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の事由により議長の許可を得たときはこの限りでないという規定です。前の規則では携帯品の具体的な規定があるわけですが、そういう具体的な規定ではなくて、会議の妨げになるものを携帯してはならないというシンプルな規定にすることですね。ただし、病気その他の事由があれば、許可を得ればいいということになると。どうぞ。</p>
武田書記長	<p>当該規定につきましては、基本的には前回、議場に入る者に帽子、外とう、襟巻とかつえとか、いろいろ規制があったということでございます。それを現行の組合の会議規則ではなくしたという経過でございます。</p> <p>ただ、傍聴規則と異なってまいりますのは、傍聴規則につきましては、あくまでも傍聴に来られた市民の方々に対する規定でございます。この会議規則につきましては、いわゆる議場に入る議員とか説明員に対する品位の保持に関する規定でございますので、いわゆる傍聴人の方々は省いたけれども、じゃ、入る議員でありますとか説明員、職員はどうするんだというところの基準で判断をしていただければというふうに考えているところでございます。</p> <p>なお、先ほども言いましたけれども、議場に入る議員とか説明員に対する品位の保持という項目でございます。議会の品位の保持というのは非常に重いものがあろうかというふうに思いますので、それを必要やということであるならば、先ほどもございました標準の町村議会の会議規則並びに市議会の会議規則のいずれかを適用するという形を取っていただくというのも一案かなというふうに考えているところでございます。</p>
坪井委員長	<p>いかがですか。これは議員とか、説明員が守る規則ということですね。携帯品というのはこういうふうな一般的な規則にしておるということになろうかと思います。よろしいでしょうか、こういうふうな規定で。</p>

長岡委員	すみません、ちょっと補足でよろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
長岡委員	今、武田さんのほうから説明がありましたように、標準の町村議会規則に変えてもいいかなと思いますけれどもね。そんなに変わらないというふうに。
坪井委員長	標準の町村議会の規則に変えてもいいのではないかというご意見もありましたが、どうですか。 どうぞ。
福井委員	以前、事務局から頂いている、10月13日の議運の資料1の6ページに今おっしゃった内容が、市でも精華町でも同じように、標準も含めてなっているので、今、長岡委員が言わされたとおり、採用したらどうかなど。
坪井委員長	標準町村議会の103条の規定にしたらどうかということですね。これについて何か異論とか、ご意見ありますか。  (なしの声)  ないようでしたら、標準町村議会会議規則をそのままこの組合の規則に持っていくということにしましょうか。  (異議なしの声)  どうぞ。
武田書記長	あと、すみません、会議規則の禁煙についての規定でございます。当該規定につきましては、先ほど傍聴規則でも説明をさせていただきましたけれども、傍聴規則で禁煙という項目をなくしたということの整合性を図るということで、組合の会議規則から禁煙の項目を削除したという経緯がございますので、先ほど再度規定するという形で決定いただきましたので、禁煙に対する規定も再度定めさせていただくという形でよろしいですか。  (「結構です」の声)

坪井委員長	<p>じゃ、そういうふうに禁煙についても同様に、町村議会規則を持つてくると。</p> <p>傍聴規則などの見直しにつきまして、全ての項目におきまして協議をしていただきまして、終わりましたので、その取扱いにつきましては書記長に説明を求めます。どうぞ。</p>
武田書記長	<p>ありがとうございました。</p> <p>まず初めに、傍聴規則についてでございます。地方自治法は、議長は会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならないというふうに規定をしてございます。したがいまして、傍聴規則の改正は議決事件ではございません。議長決裁の上、公布の手続を進めさせていただくという形になってまいります。</p> <p>また、改正を行う場合、それを一部改正の方法で行うか、全部改正でやるかということにつきましては、明確な基準があるわけではございません。ただ、法令における改正部分が広範囲であり、かつ規定の追加、削除、移動等が大幅に行われる場合のように、一部改正の方式によっては改正が複雑となり、分かりにくくなる場合は全部改正をするという形が取られているケースが多いというふうにされております。したがいまして、傍聴規則の見直しにつきましては全部改正をさせていただくという形でさせていただきたいというふうに考えておりますので、改正後の傍聴規則を議会の議会運営委員会において確認をしていただきまして、その後に議長決裁、公布の手續を経て改正するという形にさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、会議規則の改正についてであります。</p> <p>地方自治法は、地方公共団体の議会は会議規則を設けなければならぬと規定しておりますので、会議規則の改正は議決事件というふうになってまいります。したがいまして、当該会議規則の改正につきましては、議会運営委員会において、皆様同意の上、改正を決定していただきましたので、議会運営委員長の発議によって定例会に発議をしていただくという形になってございます。こちらにつきましても、発議いただく議案を皆様に確認していただいた後というふうに考えておりますので、2月定例会のほうで改正をさせていただくという形で進めさせていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
坪井委員長	<p>ただいま書記長から説明のあったとおりに進めていくこととしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

坪井委員長 つづき	<p>それでは、その方向でやっていただきます。傍聴規則の見直しにつきましては、整理内容のとおり進めていくこといたします。</p> <p>これで一応予定していた傍聴規則の件については終わりました。</p> <p>そして、次回以降の議会運営委員会で引き続き協議すべきことを協議してまいりたいと思います。こちらのほうでまた整理させていただきます。</p> <p>それでは、最後に、議題の3、その他について、書記長から何かございますでしょうか。</p>
武田書記長	<p>次回の議会運営委員会についてでございます。</p> <p>事前に市町の議会事務局に確認いたしましたところ、12月22日月曜日と23日火曜日は、市町議会とともに会議などの予定はないというふうに確認はさせていただいております。年末となりますけれども、12月22日もしくは23日のご都合はいかがでしょうか。</p>
坪井委員長	12月22日もしくは23日。
長岡委員	22はちょっと都合悪いので、できたら23にしていただけたらなと。
玉川副委員長	22、23、ちょっと別件、スケジュールが入っちゃっています。
武田書記長	1月26日の午後1時半からはどうでしょう。
徳田委員	1月26日の午後1時半やね。
坪井委員長	<p>そうしましたら、次の議会運営委員会の日程については、1月26日月曜日午後1時半からということにさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。短時間で充実した話し合いができたと思います。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を終了させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(10:53)</p>

この議事録の記載は、適正と認めここに署名する

委員長